

## 「集中改革プラン」に掲げる内容の基本的な考え方

### 1. 大綱及び実施計画の一体化について

これまでの行政改革においては、目指す方向性、推進体制、計画期間などの改革の大枠を大綱において定め、具体的な改革項目や改革内容については、実施計画において別に定めていました。

しかし、総務省指針において今回求められている「集中改革プラン」の内容は、これまで大綱及び実施計画に掲げていた内容を併せ持つものであり、本来、大綱及び実施計画は連動しているものです。

よって、第4次改革においては、これらを一体化して「集中改革プラン」とし、第1章から第3章までに大綱部分の内容を、第4章に実施計画部分の内容を掲げます。

なお、策定にあたっては、推進委員会からの中間答申（平成17年7月28日付）で提示された内容を反映するものとします。

### 2. 「第1章 第4次行財政改革の必要性」について

第1章においては、鞍手町における「これまでの行政改革の取組み」、「地方財政の危機的状況と鞍手町の現状」、「地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針」などの内容を踏まえながら、「第4次行財政改革の必要性」を示すものとします。

### 3. 「第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標」について

第2章においては、推進委員会が策定した「第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標」を、「集中改革プラン」に掲げる基本方針及び基本目標として掲げるものとします。

### 4. 「第3章 集中改革プランと推進体制」について

第3章においては、計画期間や推進体制のほか、透明性と実効性を確保するための手法についても示すものとします。

(1) 計画期間については、総務省指針において示されているとおり、平成17年度から平成21年度までとして掲げるものとします。

(2) P D C Aサイクルの見直し手法による実効性の確保について掲げるものとします。

- ・ 指標（可能な場合は、数値目標）
- ・ 評価方法

(3) 推進本部の体制について掲げるものとします。

- ・ 未着手の項目をなくす実施体制
- ・ 改革が停滞した場合の支援体制

(4) 推進委員会や住民に対する透明性の確保について掲げるものとします。

- ・ 実施経過及び結果の公表

### 5. 「第4章 第4次行財政改革の具体的方策」について

第4章においては、第2章において掲げる基本方針及び基本目標の体系に基づき、具体的改革項目とその内容を示すものとします。

具体的改革項目は、様式を定めて、総括表及び個票として掲げるものとし、個票は、1改革項目について1個票を作成し、実施概要のほか、指標（可能な場合は、数値目標）や評価方法などについても具体的に掲げるものとします。